

高浜市公契約条例の制定について

1 背景・必要性

公的機関が締結する工事等の公契約においては安全性などの品質確保や適正な入札及び契約が求められる。また、近年の厳しい社会・経済情勢のなかでは公契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境についても整備する必要性が発注者、受注者双方に求められるようになってきている。

2 目的

公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方の責務を明らかにするとともに、公契約の適正な履行の確保及び労働者等の適正な労働環境の整備を図り、もって市民の生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

3 基本方針（第3条関係）

- (1) 公契約の適正な履行並びに公共事業等の良好な品質を確保すること。
- (2) 公契約の過程及び内容の透明性を確保するとともに不正行為の排除を徹底すること。
- (3) 適正な労働環境を整備すること。
- (4) 地域経済及び地域社会の健全な発展を推進すること。

4 対象となる契約

- (1) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務のいずれかを含む契約
 - ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「公共施設等」という。）の清掃業務
 - イ 公共施設等の窓口業務
 - ウ 給食の調理業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、労働者等の適正な労働環境の整備を図るため市長が特に必要があると認める契約

6 施行日等

令和5年4月1日施行（予定）